平成２２年（フ）第７３号
名古屋市西区比良２丁目277番地　パレスノーヴァ203号
債務者　浦山めぐみ（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２５号
三重県四日市市西山町7770番地７
債務者　矢田ちか子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第７号
三重県三重郡川越町大字亀須新田324番地
債務者　加藤　幹夫
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
三重県四日市市安島１丁目５番８号　アーバンドエル安島305号
債務者　福村　文子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
三重県四日市市赤堀１丁目８番１号　レオパレスＦＵＪＩ―103号
債務者　奥津　隆史
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
三重県桑名市大字下深谷部4700番地１
債務者　篠田　秀夫
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
三重県桑名市大字東方2218番地17
債務者　道藤　　弘
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
三重県四日市市生桑町158番地14　信栄ビル３階Ａ号室
債務者　小坂　晃広
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
三重県四日市市西伊倉町９番２―16号
債務者　多田　松美
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
三重県四日市市西日野町259番１
債務者　荒木　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
三重県四日市市川原町34番５号　ロイヤル川原町105号室
債務者　鴻上　清光
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
三重県四日市市蔵町２番９号
債務者　陣内　広和
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
三重県四日市市蔵町２番９号
債務者　陣内　ちよ
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
三重県四日市市伊坂町1619番地１
債務者　小林　孝之
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４９３号
兵庫県伊丹市鴻池４丁目10番13号
債務者　亀田　弘人
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２９号
兵庫県宝塚市星の荘１番12号
債務者　田中　典子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７６５号
兵庫県尼崎市元浜町３―35メゾン武庫川208号、住民票上の住所兵庫県西宮市浜脇町３番22号
債務者　山中　定男
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１２４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目10番９―503号、前住所兵庫県尼崎市尾浜町１丁目12番20号　スノービッシュⅡ101号
債務者　平口ゆり子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係